

2023年1月1日

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

株式会社江守情報

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年1月1日～2027年12月31日

2. 内容

【次世代育成支援対策推進法】

目標① 男性育休取得向上に向け、法令の基準を上回る雇用環境整備の処置

<対策>2023年～ 男性育休取得の体験談についてイントラ掲載

2023年～ 管理職に向けた育児休業に関する研修の実施

【女性活躍推進法】

目標② 女性が活躍できる職場になるための職場環境改善のセミナーを年に1回以上開催

<対策>2023年～ アンコンシャスバイアスに関するセミナーの開催

2023年～ 女性社員活躍に向けた管理職や一般社員向けのセミナーの開催